

大磯町版

学校再開に向けた ガイドライン



登校前・登校時 p1

分散登校・短縮授業 p2

学校生活 p3

学習活動 p5

給食・食事 p6

休校等の基準 p7

長期休業の期間 p8

令和2年5月28日版

登校前・登校時

- 毎朝、家庭での検温を行い、発熱やだるさなどの風邪症状がないかチェックして「健康観察カード」に記入し、学校に提出します。
- 発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童・生徒は、学校に連絡したうえで、自宅で休養します。
- 同居する家族等が感染または感染の疑いがある場合は、学校に連絡したうえで、自宅に待機します。
- 登校後、発熱等があったり、途中で具合が悪くなったりした場合に、保護者にはすみやかな引き取りをお願いできるよう、職場などの緊急時の連絡体制を構築します。
- 登校時には常にマスクを着用します。
- こまめな水分補給のために、飲み物の持参をお願いします。
- 周囲との間隔を1メートル以上は空けて、登校します。
- 学校に登校したら、教室に入る前に、手洗い（消毒）を確実にを行います。

分散登校・短縮授業

□ 6月1日（月）から6月12日（金）までの期間は、小・中学校で分散登校及び短縮授業を行います。詳細は各学校よりお知らせします。

□ 6月15日（月）から6月26日（金）までの期間は、小・中学校で短縮授業を行います。詳細は各学校よりお知らせします。

□ 6月29日（月）から通常の登校を開始します。

※この内容は、5月28日時点のものとし、今後の状況により変更する場合があります。

学校生活

- 室内では常にマスクを着用します。
- 朝のホームルームでマスクの着用について確認します。
- 休み時間ごとに手洗いを行います。手洗いの際、洗い場に児童・生徒が集中しないように配慮します。



- こまめな水分補給を行います。授業中も水分補給を行うことを認めます。
- 教室では、可能な限り、換気のために2方向の窓を常にかけておきます。加えて、休み時間には、5～10分程度、出入口のドアも開放したりするなど換気を徹底します。
- エアコン使用時には、換気扇があれば常時使用し、ない場合でも窓を開けるなど、定期的に換気できる工夫をします。
- 蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなど学校の共用部分は、できるだけ触れる回数を減らします。よく触れる箇所は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノール・次亜塩素酸水など）で消毒します。



- 室内においては、児童・生徒間の距離を1メートルを目安として、できるだけ離すとともに、大声を出すことは控えるようにします。
- 校内に、咳エチケットや手洗いのポスターを掲示し、児童・生徒への指導を徹底します。



参考ポスター



内閣官房：新型コロナウイルス感染症の対応について
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html



感染予防のために、できること。
<https://www.bowlgraphics.net/covid19>

この作品は クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 - 改変禁止 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。
Supervision : Kenji Shibuya (King's College London), Yoshiro Hayashi (Kameda Medical Center),
Narumi Hori (National Center for Global health and Medicine), Eiji Kusumi (Navitas Clinic)
Design / Illustration : Takashi Tokuma (bowlgraphics inc.)

学習活動

- 各教科の指導について、感染症対策を講じて、なお感染の可能性が高い学習活動については、当分の間、行わないこととします。



例 音楽科…狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動

家庭科…調理実習

体育科…児童・生徒が密集する運動、近距離で接触する運動

全教科…児童・生徒が密集して長時間活動するグループ学習

学校行事…運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など、児童・生徒が密集して長時間活動する行事

- 体育科（中学校では保健体育科）の授業においてはマスク着用による息苦しさや熱中症のリスク等を考慮し、マスクを着用しなくてもよいこととします。

ただし、次の点に留意します。

- ・児童・生徒間の距離を十分に確保すること
- ・児童・生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること



給食・食事



□ 小学校の給食は、6月15日（月）から開始します。

※第1学年については、別途、各学校よりお知らせします。

□ 食事の前には、児童・生徒全員の手洗いを徹底します。

□ 給食の配膳を行う児童及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、マスクを着用するなど衛生的な服装であるか、手洗いを徹底しているか、当番を行うことができるか毎日点検します。

※小学校においては、当分の間、児童の配膳は行いません。

□ 食事の際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔1メートルを目安として、できるだけ空けて、飛沫を飛ばさないように会話を控えます。

※食事中マスクを外す近距離での会話は、特に感染リスクが高いため。



休校等の基準

- 児童・生徒や教職員が、PCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者となった場合は、学校に連絡します。学校は町教育委員会にすみやかに報告します。
- 児童・生徒や教職員に感染者が出た場合には、学級閉鎖もしくは学校全体を臨時休業とするなどの対応を行います。
- 児童・生徒や教職員が濃厚接触者となった場合には、「自宅待機」とします。
- 児童・生徒が感染した場合、または濃厚接触者となった場合は「欠席」ではなく、「出席停止」扱いとします。



以上を基本としながら、症状の重さや、学校内における活動の広さ、接触者の多さ、地域における感染の広がりなどを考えて、「大磯町危機管理対策本部」や保健所などの関係機関と相談のうえ対応を判断します。その結果、学校全体の臨時休業にとどまらず、近隣校または地域全体の臨時休業なども検討します。

長期休業の期間

□ 夏季休業期間については、次のとおりとします。

1学期終了 7月31日（金）

2学期開始 8月18日（火）

□ 冬季休業期間については、次のとおりとします。

2学期終了 12月25日（金）

3学期開始 令和3年1月6日（水）

※5月28日時点の判断であり、今後の状況により変更の可能性はあります。

問い合わせ先

教育部学校教育課

61-4100（内線 325・340）

参考資料等

- ・文部科学省 新型コロナウイルス関連通知
- ・厚生労働省 新型コロナウイルス関連通知
- ・神奈川県教育委員会 新型コロナウイルス関連通知
- ・日本学校保健会ホームページ 感染症の解説 等